

■ 新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度一覧（市民の皆様向け）

（2021年4月30日時点）

（1）相談窓口

| 実施主体 | 名称 | 相談内容 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|-----------------|---|---|---|--|
| 京都市 | きょうと新型コロナ医療相談センター | 新型コロナウイルスに関する健康面の相談等 | 075-414-5487 | 土日祝日を含む24時間 |
| | ・京都市新型コロナワクチン接種コールセンター ・コールセンター内相談窓口 | コロナワクチン接種についての相談 | 075-950-0808 | ・コールセンター 毎日 8:30～17:30 ・相談窓口（事前予約制） 毎日 9:00～17:00 |
| | 京都市文化芸術総合相談窓口 | ・活動再開に向けた支援情報 ・資金、専門知識に関すること | 075-252-2162 | 毎日 10:00～18:00 |
| 京都市わかもの就職支援センター | 就業相談 | 就職活動に影響が生じた方に対応 | 075-746-5086（WEB相談あり） | 火～土 9:00～19:00 |
| 京都ジョブパーク | 就業相談 | 就職活動に影響が生じた方に対応 | 075-682-8915（WEB相談あり） | 平日 9:00～19:00 土曜 9:00～17:00 |
| 京都府 | 京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター | 特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者等の疑問、不安に関する相談 | 075-414-5907 | 平日 9:00～17:00 |
| 京都労働局 | 特別労働相談窓口 | 労働に関する相談 | 075-241-3212（労働相談） 075-241-3269（雇用調整助成金） | 平日 8:30～17:15 |

（2）給付金・補助金等 ※期限が決まっているものについては、事業名の下部に日付を記載している。

| 実施主体 | 事業名 | 支援対象 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|-------|---|--|--|------------------------------|
| 厚生労働省 | 小学校休校期間におけるファミリーサポート事業の利用に対する補助 | 小学校の臨時休校等に伴い、ファミリーサポート事業を利用した世帯 | 075-746-7610（育成推進課） | 平日 8:45～17:30 |
| | 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 【申請期限：令和4年2月28日】 | ①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 | 075-222-4310（子ども家庭支援課子育て世帯生活支援特別給付金担当） | 平日 9:00～17:00 ※原則、郵送による申請 |

■ 新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度一覧（市民の皆様向け）

（2021年4月30日時点）

（2）給付金・補助金等（続き）

| 実施主体 | 事業名 | 支援対象 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|----------------|--|---|--|---|
| 京都市 | 国民健康保険における傷病手当金 | 国民健康保険の被保険者のうち、 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われるために労務に服することができなくなった被用者 | 075-213-5861 | 平日 8:45～17:30 |
| | 妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業 【申請期限：令和4年3月31日】 | 京都市内に住所を有している方（PCR検査等の受検日時点）で、出産に際して、PCR検査等を受けた方（1出産につき、1回限り） | 075-746-7625（子ども家庭支援課） | |
| | 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度 【申請期限：令和4年3月31日】 | 自治連等の地域自治を担う住民組織，自治会・町内会，各種団体等 | 075-222-3049（地域自治推進室） 又は，該当住所地の区役所・支所のまちづくり推進担当 | 平日 8:45～17:30 （区役所・支所 平日 9:00～17:00） |
| | 令和3年度新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への宿泊施設利用補助事業 【申請期限：令和4年3月31日】 | 京都市内に居住する新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者本人又は濃厚接触者と同居する者であって，自宅における個室での隔離等が困難であり，以下の条件を満たす者 ①PCR検査の結果が陰性であること（濃厚接触者本人の場合に限る。）。 ②発熱及び咳等の呼吸器症状など，新型コロナウイルス感染症を疑う症状がないこと | 075-222-4272 | 平日 8:45～17:30 |
| 京都府後期高齢者医療広域連合 | 後期高齢者医療制度における傷病手当金 | 京都府後期高齢者医療制度の被保険者のうち、 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われるために労務に服することができなくなった被用者 | 075-213-2993 | 平日 8:45～17:30 |

■ 新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度一覧（市民の皆様向け）

（2021年4月30日時点）

（3）税・社会保険料・生活資金等 ※期限が決まっているものについては、支援内容の下部に日付を記載している。

| 実施主体 | 支援内容 | 支援対象 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|------|---|---|---|---------------|
| 京都市 | 市税の納付猶予 | <u>市税の納付が困難な方</u> | 市税事務所納税室各担当 | 平日 8:45～17:00 |
| | 個人市民税・府民税の申告期限の延長 | <u>個人市民税・府民税の申告が必要な方</u> | 市税事務所市民税室各担当 | 平日 8:45～17:00 |
| | 個人市民税・府民税の減免 | <u>減免対象年度の所得が一定以下の方で、失業された場合や、廃業等により所得が減少された場合等で、市税の納付が困難な方</u> | 市税事務所市民税室各担当 | 平日 8:45～17:00 |
| | イベントの中止等によるチケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除 (控除の対象となる課税年度は令和3年度分又は令和4年度分です。) | <u>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模の縮小が行われた文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻を受けない(放棄する)方</u> | 市税事務所市民税室各担当 | 平日 8:45～17:00 |
| | 上下水道料金の支払期限の猶予 | <u>上下水道料金の支払いが困難な方</u> | 各営業所 | 平日 8:30～17:15 |
| | 保険料（国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，国民年金保険料）の減免 | <u>各種保険料の納付が困難な方</u> | 【国民健康保険料，後期高齢者医療保険料】 区・支所の保険年金課資格担当 【介護保険料】 区・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当 【国民年金保険料】 区・支所の保険年金課保険給付・年金担当 (京北出張所はいずれも保健福祉第一担当) | 平日 9:00～17:00 |
| | 保育園登園自粛者等への利用者負担額（保育料）の還付 | 認可保育施設・事業所を利用しており、 <u>本市からの登園自粛要請等に従い、期間中に登園しなかった日</u> がある児童の保護者 | 075-251-2390（幼保総合支援室） | 平日 8:45～17:30 |
| | 学童クラブ利用自粛者への利用料金の減免等 | 学童クラブ事業（児童館，学童保育所等）を利用しており、 <u>本市からの利用自粛要請等に従い、期間中に利用しなかった日</u> がある児童の保護者 | 075-746-7610（育成推進課） | 平日 8:45～17:30 |

■ 新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度一覧（市民の皆様向け）

（2021年4月30日時点）

（3）税・社会保険料・生活資金等（続き）

| 実施主体 | 支援内容 | 支援対象 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|--------------------------|-----------------------------------|--|--|--|
| 京都市 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払猶予 | <u>貸付金の償還を行うことが著しく困難になった方</u> | 区・支所の子どもはぐくみ室 | 平日 9:00～17:00 |
| | 産後ケア事業における利用者負担の軽減 | <p>【対象者】※京都市スマイルママ・ホッと事業の利用対象者と同じ <u>本市内に住所を有する生後3箇月未満の乳児及びその母親のうち、次の①及び②のいずれにも該当し、本市がこの事業による支援が必要であると判断した方。</u></p> <p>① <u>母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の方、又は育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な方</u></p> <p>② <u>親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方（ただし、入院治療の必要な方を除く。）</u></p> <p>【軽減内容】 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に利用した、産後ショートステイ又は産後デイケアのどちらか1日分の利用料（自己負担額）を無料にする。</u></p> | 075-746-7625（子ども家庭支援課） | |
| | 家計急変に伴う就学援助制度 【申請期限：令和4年3月31日】 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年の収入が急激に減少した世帯 ※所得要件あり | 通学されている市立小中学校 | |
| 京都市 京都市社会福祉協議会 | 住居確保給付金の支給 | 離職や自営業の廃業後2年以内の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響等による <u>休業等に伴い収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれがある方</u> | 075-354-8748, 075-354-8776 （新型コロナウイルス感染症に係る貸付・給付総合窓口） ※聴覚に障害がある方は、FAXを御利用ください（075-354-8737）。 | 平日 9:00～16:00（不明点等の問合せ受付時間） ※原則、郵送による申請 |
| 京都府社会福祉協議会 京都市社会福祉協議会 | 緊急小口資金特例貸付 【申請期限：令和3年6月末】 | 新型コロナウイルスの影響を受け、 <u>休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u> | 075-354-8748, 075-354-8776 （新型コロナウイルス感染症に係る貸付・給付総合窓口） ※聴覚に障害がある方は、FAXを御利用ください（075-354-8737）。 | 平日 9:00～16:00（不明点等の問合せ受付時間） ※原則、郵送による申請 |
| | 総合支援資金特例貸付 【申請期限：令和3年6月末】 | 新型コロナウイルスの影響を受け、 <u>失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u> | | |
| 京都市住宅供給公社 京都市 | 市営住宅家賃の減免や徴収猶予 | やむを得ず <u>家賃が支払えない方</u> | 075-223-2701 （京都市住宅供給公社業務課） | 平日 9:00～17:00 |
| | 市営住宅の提供 | 雇止め等により <u>社員寮を退去した方など</u> | 075-223-2701 （京都市住宅供給公社業務課） | 平日 9:00～17:00 |

■ 新型コロナウイルス感染症に係る主な支援制度一覧（市民の皆様向け）

（2021年4月30日時点）

（4）その他

| 実施主体 | 支援内容 | 支援対象 | 問合せ先(電話番号) | 受付時間 |
|----------|-------------------------|--|--------------|----------------|
| 日本学生支援機構 | 給付・貸与奨学金 | 家計が急変し、 <u>奨学金を希望する大学生等</u> | 0570-666-301 | 平日 9:00～20:00 |
| | 奨学金の減額返還、返還期限猶予 | 減収、失業、内定取消等、 <u>奨学金の返還が困難となった方</u> | 0570-666-301 | 平日 9:00～20:00 |
| | 日本人留学生に対するJASSO災害支援金の支給 | <u>検疫強化対象地域から帰国し、14日間の待機を要請された日本人留学生</u> | 03-6743-3185 | 平日 10:00～18:00 |